

第 9 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 6 号)

招 集 年 月 日 令 和 3 年 6 月 1 7 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 1 7 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 6 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 48 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 15 号) の 専 決 処 分 (専 決 第 5 号) の 承 認 に つ い て

日 程 第 3 第 49 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 6 号) の 承 認 に つ い て

日 程 第 4 第 50 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
第 51 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

日 程 第 5 第 52 号 議 案 宍 粟 市 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 6 第 53 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 7 第 54 号 議 案 宍 粟 市 集 落 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 8 第 55 号 議 案 宍 粟 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 及 び 宍 粟 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 9 第 56 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

日 程 第 1 0 第 57 号 議 案 デ ジ タ ル 社 会 の 形 成 を 図 る た め の 関 係 法 律 の 整 備 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 1 1 第 58 号 議 案 ば ん し ゅ う 戸 倉 ス キ ー 場 圧 雪 車 購 入 契 約 の 締 結 に つ い て

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1	一般質問	
日程第 2	第 48号議案	令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）の専決処分（専決第 5 号）の承認について
日程第 3	第 49号議案	宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第 6 号）の承認について
日程第 4	第 50号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 2 号）
	第 51号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 5	第 52号議案	宍粟市印鑑条例の一部改正について
日程第 6	第 53号議案	宍粟市税条例の一部改正について
日程第 7	第 54号議案	宍粟市集落センター条例の一部改正について
日程第 8	第 55号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第 9	第 56号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 0	第 57号議案	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 1 1	第 58号議案	ばんしゅう戸倉スキー場圧雪車購入契約の締結について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（9名）（午前）

1 番 中 本 隆 敏 議員	3 番 神 吉 正 男 議員
6 番 西 本 諭 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
1 0 番 大 畑 利 明 議員	1 2 番 林 克 治 議員
1 3 番 宮 元 裕 祐 議員	1 5 番 大 久 保 陽 一 議員
1 6 番 飯 田 吉 則 議員	

出 席 議 員（16名）（午後）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員

5 番	八 木 雄 治	議員	6 番	西 本	諭 議員
7 番	前 田 佳 重	議員	8 番	津 田 晃 伸	議員
9 番	山 下 由 美	議員	10 番	大 畑 利 明	議員
11 番	田 中 一 郎	議員	12 番	林	克 治 議員
13 番	宮 元 裕 祐	議員	14 番	今 井 和 夫	議員
15 番	大久保 陽 一	議員	16 番	飯 田 吉 則	議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 谷 慎 一 君	書	記 大 谷 哲 也 君
書	記 小 椋 沙 織 君	書	記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（午前）

市	長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長	中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長	前 田 正 人 君	健 康 福 祉 部 長 津 村 裕 二 君
産 業 部 長	樽 本 勝 弘 君	総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君
教育委員会教育部長	大 谷 奈 雅 子 君	

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（午後）

市	長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長	中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長	前 田 正 人 君	市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君
健 康 福 祉 部 長	津 村 裕 二 君	産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
建 設 部 長	太 中 豊 和 君	一 宮 市 民 局 長 上 長 正 典 君
波 賀 市 民 局 長	坂 口 知 巳 君	千 種 市 民 局 長 福 山 敏 彦 君
会 計 管 理 者	前 川 満 君	総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君
教育委員会教育部長	大 谷 奈 雅 子 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 路 仁 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(飯田吉則君) 皆様、おはようございます。

本日の会議におきましては、昨日までと同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、いわゆる3密を防ぐ観点から、議員の議場への入場について調整させていただいております。

なお、入場されていない議員につきましては、控室のモニター等において本会議を視聴していただくこととし、当局側の出席者におきましても同様に御協力を願っております。御理解をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御高覧願います。

報告2、本日市長から議案3件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(飯田吉則君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、大畑利明議員の一般質問を行います。

10番、大畑利明議員。

○10番(大畑利明君) 皆さん、おはようございます。10番、大畑でございます。

議長の許可をいただきましたので、ただいまから通告に基づきまして、3点の質問をさせていただきたいと思っております。

何度もお伺いをしておりますが、まず、雇用創生協議会問題の早期解決に向けて、市長にお伺いをしたいと思っております。

市長は、委託金不正受給の問題について、3期目で解決への道筋をつけるというふうに表明をされて出馬をされました。その当選をされ、初議会で述べられた所信表明で、私は何らかの方向が述べられるものと期待をいたしておりましたが、残念ながら雇用創生協議会問題の解決に関して何も触れられませんでした。

この間、検証委員会答申後も含め、市民への説明責任は果たしておられないとい

うふうに思っております。委託金の返還額が確定してから430日が経過をいたしますが、未解決のままです。未返還額は日ごとに増えております。市長は委託金の返還に税金を使うことはないと言われておりますが、その一方で、問題は先送りされ、返還の未納額は膨れ上がるばかりです。ダブルスタンダードとも言えるこのような姿勢は3期を迎えられた今、改めるべきだというふうに考えます。

委託金の返還問題も含めた雇用創生協議会問題の解決と、行政の信頼回復は一体のものであるというふうに思っております。そして、その責任は市及び市長にあると思います。

この問題は、去る3月8日代表質問の際に伺いましたが、その際、市長は3月12日以降、元事務局長とも面談が可能になるので、解決に向けたそのことを踏まえながら進めていきたいと、繰り返し繰り返し答弁をされております。一日も早い解決への道筋を示していただくとともに、3月12日以降の元事務局長との面談経過、結果などについて報告をいただきたい。そして、委託金の不正受給問題の解決への道筋をぜひお示しをいただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、市の委託業務に関しまして不正が発覚をいたしております。それに関して市の対応を伺います。

市民からの通報によりまして、市の外出支援サービス業務を受託する某タクシー事業者の不正、不適切な業務委託の実態が明らかになりました。

外出支援サービスは、外出が困難な高齢者などの通院、買物などの移動支援を行う公的な事業ですが、利用者はタクシー運賃に応じて300円から800円の自己負担をされております。その差額は、市民の税金で補っております。ちなみに、令和元年度決算では、約8,400万円の税金が使われています。外出困難者が約1,000人の方が登録をされ、うち750人の方が利用されるサービスとなっております。

タクシーの月平均運行回数は2,600回、年間運行回数は3万1,200回を数えます。この外出支援サービス業務において、委託金の架空請求などの不正が明らかになりました。当然契約解除が相当と思われそうですが、市は不正は特定の運転手が働いたものであって、タクシー事業者に悪意や違法性はないと決定し、厳重注意だけ行って、その後の業務委託を継続させています。なぜこのような判断に至ったのでしょうか。今日は、外出支援事業の担当部の答弁ではなく、市としてどのように判断されたのか、見解などについてお伺いしたいと思います。特に、市長にお伺いをいたします。

具体的には4点お伺いしたいわけですが、市民からの公益通報は平成31年3月14日と伺っております。その件に関しての議会への資料提出は今年の3月5日です。

おおむね2年の時が流れています。市民の通報から報告まで時間がたち過ぎていると思います。なぜこのようなことになっているのでしょうか。1点お伺いします。

業務委託契約に違反しています。なぜ契約解除をしなかったのか。市民の税金を不正に詐取し、刑事告発に値する内容であると思いますが、厳正に対処すべきと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目、私は、徹底的に調査を行うべきと考えております。その理由は徹底的な調査から今後考えられる不正の防止策が生まれるというふうに考えるからです。市長は、専門家も含めた再調査を指示し、不正の全容を明らかにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

四つ目、納税者である市民への裏切り行為です。不正の事実は市民にしっかり公表し、そのことを通じて市民の監視を強め、この外出支援事業は非常に重要な事業でありますから、その事業の今後の信頼性、あるいは持続可能性を追求していくべきだと思います。

以上、外出支援サービスに関してお答えをいただきたいと思います。

最後に、ヤングケアラーの把握と支援ということでお伺いしたいと思いますが、通告内容から少し変わります。15日の一般質問で、ヤングケアラーの把握についての議論が行われております。市としても実態調査はもとより、教育委員会と福祉が連携して研修会やケース会議を通じて支援策を策定していくというふうに表明されておりますし、教育長からは、学校が行う生活調査の中にヤングケアラーの視点を入れた実態調査に努めるとの答弁がございました。本日は、ヤングケアラーの支援について、把握ではなく支援について、どのようなイメージで考えておられるのかお伺いしたいと思います。

現在、例えば介護保険や障害福祉の分野でもケアマネジャー、あるいはサービス管理者、そのような方々がサービス計画を立てる際に、介護者である家族の状況を把握することになっております。この過程でヤングケアラーの存在と把握はできると思います。公的サービスはあくまで介護を受ける側の制度でございますから、ヤングケアラーかもしれないと認識しても、ケアラーの具体的な支援に結びつけることは現在の制度では想定しておりません。そこまで求めると、ケアマネジャーやサービス管理者にさらなる負担を強いてしまうことになるというふうに思います。

したがって、従来の制度で想定されていない部分、ヤングケアラーに焦点を当てた支援として、どのような考え方を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、大畑議員の大きく3点の質問であります。ヤングケアラーにつきましては、後ほど教育長を含めて答弁をさせたいと思います。

1点目の雇用創生協議会の委託金の不正受給の問題につきましてもありますが、繰り返しになりますが、昨年6月に雇用創生協議会の総会を開催させていただいて、委託金返還に向けた取組の一つとして、法的措置も踏まえた対応を会長に一任をいただきました。市長たる私が会長と、こういうことではありますが、宍粟警察にもその後協議を行う中で、告訴状を11月に提出をしておりましたが、4月の議員協議会でも御報告申し上げたとおり、この令和3年の3月29日に不起訴処分となった状況であります。その状況についても4月の議員協議会でいろいろ御質問の中で報告したとおりであります。

市の責任としましては、検証委員会による答申を受け、再発防止策あるいは信頼回復に向けた取組の対応を進めるとともに、市長としては、12月議会におきましても給与の減額の条例等々を提案する中で可決をいただいたところであります。

また、雇用創生協議会の会長としましては、兵庫労働局の指導も仰ぎながら、解決に向けた取組を進めたいと考えております。そのことにつきましても、4月の議員協議会等々で申し上げたとおりであります。今日のコロナ禍の状況等々の中で現実として労働局を訪問し、あるいは相談することができてない状況下であります。逐一議員協議会を含めて報告するというふうにかねてより申し上げておりましたが、現実はそのようなところでもあります。

次に、外出支援サービス事業についてであります。今回の件につきましては、平成31年の3月に匿名電話により、「特定の運転手が不適切な受給をしているのではないか」との通報があったことに端を発するものでありまして、この際、全ての運行状況のチェックを行い、書類確認ができる約10万件の調査が必要と判断し、市の作業とともに事業者側でもその確認作業を行う必要があったことから、相当の期間を要したものであります。

そして、調査確認の結果、原因は従業員個人の不正行為と認めるものであったが、受託者たる事業主が責任をもって不当請求分を返還したこと、さらには契約解除に伴う当該事業の停滞、このことについては市民への影響も大きいことから、解除の

判断には至っておりません。

また、調査に関しては、担当部へ通報事案以外も含め約10万件の書類の掘り起こしから進めるよう指示をし、最終的に38件の返還を求めることとなったものであります。

今後は再発防止に向け、仕組みの見直しや制度を補強し、事業者も利用者もこのようなことが起きないように、起こさないようにすることが、持続可能な外出支援サービス事業へとつながっていくものと考えており、また、そこにつなげていくためにも、これまでも委員会等でも担当部局から可能な限りのことについて御報告等々お伝えしていると、このように思いますが、そのことを踏まえながら、公表方法を含め検討していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） それでは、私のほうからヤングケアラーの把握と支援についての御質問にお答えをいたします。

昨日の御質問とも多少かぶるところもございます。ちょっと答弁かぶるかもしれませんが、お許しいただきたいと思っておりますが、今現在も各種関係団体を通じて実態調査が行われておるといところで、ここ兵庫県の実態把握の結果参考もして、どのような取組を行う必要があるのかを見極めていくということでございます。

実際問題は、具体の相談窓口の設置であったり、実際教育、福祉、介護の担当者、関係機関が連携体制を整えていくということは、漠然とそういうことはしていかなければならないなというふうには思っておりますが、じゃあ、具体的に個別のケースごとにどういった支援が必要かというふうなことも、これは現時点では制度を新たにどうするかということより、個々のケースに応じてどうしていくかというふうなことになろうかなというふうに思っております。

この問題は教職員や福祉、介護、医療分野の職員、また地域の見守りの活動を行っていただいている民生委員児童委員などがそれぞれヤングケアラーについて、そういった社会の課題があるんだということを理解して、正しい認識を持つことが不可欠であるため、そういったための知識といいますか、認識の深堀りであったり、具体のケース会議の開催等によって、情報連携や分野の横断的な支援のどういった支援が適切か、適当かというようなことも含めて検討していくということとしております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君）　まず最初の質問に対して、市長の答弁がなかったというふうに思いますが、3月12日以降、元事務局長との面談が可能になったと、その面談の経過についてお教えいただきたいという質問をしておりますが、答弁がなかったというふうに思いますが、もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（飯田吉則君）　福元市長。

○市長（福元晶三君）　4月の、これは議員協議会の中で御報告申し上げたというふうに記憶しておるんですが、3月12日以降ということではありますが、結果的に、協議会の会長として告訴しておったものについて、3月29日に不起訴処分、その間についてはなかなか会えないという状況があったということでもあります。最終的に市のほうに、その不起訴の処分の通知をいただいたのは4月2日だったというふうに報告申し上げたと思えます。その段階で御報告申し上げましたが、可能な限りできるだけ早く相手の弁護士も通じていろいろお話をすると、このように申し上げておったところでもあります。

しかし、その後、なかなか会えない状況もありましたし、特に労働局の指導、助言も含めてであります。先ほど申し上げたとおり、今日の状況の中で現実問題として会えない状況だと、こういうことでもあります。

○議長（飯田吉則君）　10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君）　ということは、あの4月時点、選挙前の時点から変わっていないという解釈でございますね。市長は、3期目で道筋をつけるというふうに公言をされて出馬されているわけです。3期目をお迎えになっている。今の時点で会えない状況も含めて、今後どうするかということをはっきりと道筋を示していただく必要があると私は思うわけです。その点についていかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君）　福元市長。

○市長（福元晶三君）　確かに議員協議会で申し上げたとおり、あるいは私自身も市民の皆さんに3期目で、先ほどおっしゃったとおり道筋をつけていくと、この約束はさせていただいたとおりであります。しかしながら、その後、4月25日以降、非常事態宣言の中で、現実としてそのことが進んでいないことは先ほど申し上げたとおりであります。

したがって、今後であります。この非常事態宣言の状況も踏まえながらあります。できるだけ早く労働局を訪問させていただいて協議をして、今後のことも進めていきたいと。同時に、協議会のことでもありますので、雇用創生協議会の構成員の皆さん、いわゆる協議会のメンバーにお集まりいただいて、現状の報告会

等々をできるだけ早く開催をさせていただきたいと。その中で今後の取組等々も協議する中で、皆さんと情報共有する中で進めていきたいと、こんなふうに考えております。

同時に、かねてよりいろいろ議会の、特に今回の議長さんもそうでありますが、常に議会のほうには刻々とその状況が変わった都度、議員協議会の中で報告してくれということでもありますので、そのことについては変化があり次第、その都度必ず報告させていただきたいと、このように思っています。

したがいまして、今回新たに議長さんが選出されまして、議長さんにも今の状況についてはお伝えをさせていただきました。その中で、先ほど申し上げたとおり、今後このコロナの状況を踏まえながら、できるだけ早く労働局を訪問して、今後の指導助言を仰いだり、あるいは協議会のほうとしては、報告会を開催する中で今後の対応を検討していきたいと。そういったことを踏まえながら道筋をつくっていききたいと、このように考えておりますので、そのように御理解いただいたらと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 何々したいということは、もう前々からずっと伺っておりますが、それが実行されているのかいないのか、そのあたりが分からないし、どういう成果が生れているのか分からない。多く市民の方から議会も含めて何をやっているんかというお問合せをたくさん私いただくわけです。そういう意味で、はっきりとした具体的な進展状況については、今後逐一お知らせをいただきたいというふうに思うわけです。

市長は税金を使わないということを公言をされております。当然そうだと思いますが、非常に心配なんです。といいますのは、先ほど言いました元事務局長と面談をするというのがいまだにかなっていない。

もう一つは、刑事告発をしておると。その状況を見ながらまた、それをいわゆる突破口にしてといいますかね、解決に向かっていくと。刑事が駄目なら民事でというお話もございましたが、私、心配しておりますのは、3月29日、神戸地裁姫路支部でこの委託金不正受給の業務上横領容疑で書類送検をされた元事務局長が不起訴処分になっております。新聞報道では、処分理由は明らかになっておりません。嫌疑なしなのか、嫌疑不十分なのか、あるいは起訴猶予なのか、そのあたりはどのように情報を把握されているんですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私はこれまでも本会議はともかくとしまして、議員協議会で逐一情報をお伝えをしてきました。今後、それぞれ展開するごとに議長を通じて議員協議会でさせていただくと、この約束はこれまでもさせていただいておるとおりであります。

ただ、今お話があったとおり、その後どうなっとなんだということについては、その後進んでないという状況は、ただいま申し上げたとおりであります。ぜひその道筋は早急につけていきたいというのは、これは当然のことありますので、その方向で進めていきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げたとおり、3月29日に不起訴処分と、こういうふうになったところではありますが、4月の段階で不起訴処分の通知をいただきました。正確な情報ではないんですが、不起訴処分の理由であります、正確な情報は我々のところにはないところではありますが、あるところから聞いておられますと、嫌疑不十分と、こういうようなところでの不起訴というふうに聞いておられます。これは正確な情報ではありませんので、これまでの議員協議会では伝えておらないと、こういうことであります。

したがって、そのことを踏まえながら、今後協議会として構成員の皆さんとこのことも的確に報告する中で今後の対応をしていきたいと、このように考えております。ただ、選挙も含めていろいろお話があったんですが、4月の25日から皆さんに寄っていただいていたというのはなかなか厳しい状況でありましたので、できるだけこの6月20日の状況を見ながら、早くこのことについては報告会を開催していきたいと、このように思っています。

また、報告会での状況、あるいは労働局との状況については、逐一協議会の中で議長と相談させていただいて、御報告させていただきたいと、このように思っています。決して私としては逃げるものではないと、このように思っておりまして、真正面からこの問題に協議会の会長として当たっていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 税金を使うことはないというふうに言葉でおっしゃっていて、労働局に相談すると。労働局はお金を返してくださいというふうに言っている側ですよ。そこに相談に行くという意味が少し分からないわけですが、やっぱり返さなければいけないと思うんですね。そのときに、この間、市長は、この不正の張本人とか、関わった方々に返してもらおうということを常におっしゃっている。し

かし、片や刑事裁判なので嫌疑不十分だというような判決が出ている。やはり民事に踏み込んでしっかりとその返済に向けて取り組まなければいけないんじゃないかなというふうに思うわけです。

その場合、何回も言いますが、会長をされていたわけですから、会長のもとにこの協議会の仕事が行われていたわけですから、関わっていたか、関わっていなかったかは別として、その責任はあると思いますよ。ですから、そういうものをしっかり今後こういうふうに行っていくという道筋を示していくことが大事であって、労働局に相談に行くとか、元事務局長に会うというのは、それは道筋ではないと思います。それは一つの方法論でありますから、具体的にどういうふうにして、この今2,700万円を超しているのでしょうか、そして、日々利息がついていっているわけです。これを本当に返して、真に税金に手をつけなかったなというふうに市民から安心していただける、そういう状況をいち早くつくっていただきたい。その道筋を具体的に示していただきたいということをお願いしているわけでありまして、もう一度お願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、今おっしゃったとおり、私は、税金を使ってということは一切ないようにしていきたいと、これは当然のことです。したがって、協議会のことでありますので、先ほども申し上げたとおり、協議会のメンバーいらっしゃると思いますので、当然その中にはいろんな形で不適切な支出に関わった方もいらっしゃると思います。これまでも申し上げたとおりであります。そういうことも踏まえながら、協議会として、じゃあこの問題の返還についてどうするかということについては、この今日の状況、報告会を開催することによって、今後の協議をしていきたいと。したがって、現段階では先ほど申し上げたとおり、兵庫労働局、これは国であります、国の考え方や、あるいは今後の指導、あるいはいろんなありようについて、指導をいただく中で協議会としてもその解決に図っていききたいと、このように考えておりますので、逐一また議長に相談しながら、協議会でしっかり報告をその都度させていただきます。このことはかねてより約束しておりますし、これまでもそのとおりやってきたと、私は思っておりますので、そのように理解をしていただけたらと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 議会としては、議長に報告をいただいて、全員でその内容をお伺いするということがいいかもしれません。ただ、主権者であります市民に対

して、やはり市の大きく信頼を損ねたわけでありまして、市民にも何らかの被害が及んでいると思いますので、市民への説明というものもしっかり行っていただきたいと思いますが、いまだに行われておりませんが、そのことに対していかがですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 検証委員会等々からして、市のいろいろなありようについても繰り返しになりますが、いろいろ提案をいただきました。市のいろいろ今後の取組についてもホームページ等々でも公表して、いろいろな市の事業の関与の仕方とかいうことも改めて策定をさせていただきました。当然市民の皆さんもいろいろな形でいろんな思いを持っていらっしゃる、このように思います。

また同時に、先般、議会だよりの号外で議長就任の御挨拶でもあったとおり、宍粟市の信用失墜は想像以上のものであると。信頼回復に向け行政当局の取組に一層の努力を議会としても一丸となってしていきたいと、こういう発信もしていただいております。

このことの問題解決は当然しなくてはならない、これは当たり前のことではありますが、さらには宍粟市の各種行政のいろんな意味で市民の皆さんの信頼回復に努めなくてはならないと、このように考えております。その一つには、今日の新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、ワクチンの接種も含めて、あるいは各種の行政サービスも含めて、ぜひ市民の皆さんに信頼していただくように努めることこそ、私は非常に重要だと、このように考えております。

一方では、この問題の解決に向けては、先ほど申し上げたとおりでありますので、その都度議会にも、あるいは議長にも御相談申し上げながら、しっかり情報を発信しながら、市民の皆さんにもあわせもって発信をするように努力をしていきたいと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 今おっしゃったのは、議長としての議会の役割、私たちに課せられた役割、その責任について代表しての御挨拶でございます。私が申し上げているのは、市長がこの間全然市民に対しては何も触れられていないということを行っているわけです。広報が出ましたけど、広報には何も書いてありません。七つのビジョンを示されただけで、その中に私はこういう大きな体質の改善、行政としての体質改善もしっかりと市民に市長がアプローチをしていかないと、やっぱり行政全体、うまくスムーズに進まないというふうに思っていますから、耳が痛いかも分かりませんが、非常に大切な部分だというふうに考えておりますので、今後とも

よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは次の不正の問題も含めて、こういう問題をしっかり行政が取り組んでいくと、いわゆるガバナンスをしっかりとやっていくというふうにしていかない限り、いくら人口減少対策を叫んでみても、根本のところで行き詰まってしまうというふうに私は考えますので、これは重要な問題ということで取り上げているわけでございます。

そこで、市長個人的に責めようなんていうことでやっているわけではなくて、どこに問題があるのか、一つ一つ丁寧に論点を整理をしていきたいというふうに思っております。

まず、委託業務、これは公共事業を代わりにやっていただいているという、非常に重い問題であります。補助金を支給するとかいう問題のレベルではございません。業務の委託でございます。そこを今回、整理しますと、10万件余りの膨大な件数を調査をされて、そのうち最終的にしぼられて38件の不正と。これはドライバーの不正だったというふうに言われています。

それは置いておいて、当局が不正として認められた38件、これに対してなぜ告発しないんですか。38件の架空請求のものはお金が返ってきたら、それでいいという、そんな問題ですか。どんな犯罪を犯してもお金を返したら、それで逃れられるという、こういうことをやっている、それこそ法の秩序が乱れてしまうと僕は思うんですよ。そこが行政がゆがめられてはいけないというのが非常に重要なところなんですよ。

総務部長にお伺ひいたしますが、市には直接このこととは関係ないかも分かりませんが、指名停止基準というのがございますよね。指名停止の基準。これ行政指名でその業者が不正行為を行った場合に、指名停止期間いろいろ決めてありますし、どういうふうにするかというのは、いろいろ審査会で決められるんだろうと思うんです。今回この案件、外出支援サービスの案件は、どのようなところで、どういう議論がされましたか。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 今議員からありました件につきましては、その審査会のほうには上がっておりません。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） その指名の審査会に上がらなければ、どの場でこのことが議論されて、市長から先ほど答弁があったような判断に至りましたか。そのあたり

説明ください。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 判断につきましては、最終的には担当部のほうで決断されたということで、こっちの入札審査会、そういう契約のほうではそこは案件としては具体的に上がってきておりません。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 市長、これこういう問題が起こったときに、担当部だけで処理するというのは今の宍粟市の考え方ですか。コンプライアンス委員会とかいろんなものがあると思うんですね、法令遵守の問題もありますし、いわゆる業務委託、市の業務、公共事業に対して不正が行われたと。そのことは担当部で処理するというふうになっているんですか。そこを教えてください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 担当部では先ほど申し上げたように、10万件、最終的に38件、大変な労力の中で期間を要してやっていただきました。基本的には、決裁行為の中で私もこのことを見て、最終的には先ほど申したとおり、いわゆる不当と言われる請求分については事業者が払われたと、こういう状況の中で、いわゆる契約の解除とか、そういう判断には至らない、それは社会的ないろんな状況を見て、冒頭申し上げたとおり、多くの方々がまた介護サービスを含めて、特に外出支援に当たっていただいておりますそれぞれの事業者の皆さんも長年大変な中で御苦勞をいただいておりますと、こういう状況、それからこのことの解除、例えば解除することによって市民へのいろんな状況、総合的に判断して、結果的にはそういうことになったということでもありますので、決裁行為の中で私はその方向が望ましいと、こう判断して、最終的には私が決断したと、こういうことでもあります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） この外出支援サービス事業が非常に重要な事業であるということ。それから、この某事業者というのは、この外出支援サービス事業の中でも6割ぐらいのシェアを持っておられる事業者です。当然指名停止を行ったり、契約解除を行うことによって、外出困難者にとって非常に大きな影響を与えるということはよく分かります。そういう問題と、不正を行ったということの社会的な責任の問題、ここは切り分ける必要があると思うんですが、いかがですか。そこはいくら不正があっても、この事業を受け持ってもらっている事業者が撤退されたら、事業が成り立たないから、やむを得ないということに今後もなっていくんですか。非常

に重要なところですよ。

その判断がこういう契約をつかさどる契約担当課も知らない、その中で最終的な決定が市長の決裁行為で行われていると、こういう行政が駄目だということが、雇用創生協議会でも検証委員会から指摘されたんじゃないんですか。そこなんですよ。そういう体質をしっかりと改善していただきたい。それは私たち議会も含めてチェックが甘いかもしれません。そういうことを直していかないと、このまちは、よくなっていかないと思いますよ。考えてくださいよ。なぜ、不正をして、そのことがお金を返したから許されるんですか。そのことに対してしっかりと行政の中でしるべき審査会で議論されなければいけないでしょう。そして、堂々とこういう結果だったということを報告すべきだと思います。もう一度御答弁ください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、ただいま大畑議員がおっしゃった、それは正論かも分かりません。しかし、いろんな状況を見たり、あるいは市民の皆さんに影響があること、あるいは事業者としても誠意を持っていろいろ対応していただいたこと。また、同時にその従業員の方のそういったことによって、会社としてもそういう形でそのことを認められて返還されたこと。このことを総合的に判断して先ほど申し上げたようなところに至ったということでもあります。

ただ、いろいろ仕組みの問題であったり、あるいはいろんな手続の問題であったり、これは当然あるわけではありますが、これまでもいろいろ見直しをする中で進めてきたところでもあります。したがって、繰り返しになりますが、これまで委員会でも担当部局から度々御報告申し上げて御議論いただいておりますが、今後、このことも踏まえながらこういう方法も含めていく中で、よりよい、あるいは持続可能な外出支援サービスを提供することが非常に重要だと、このように考えておりました。私としてはいろいろ担当部局から聞いたことも踏まえながら、結果的には市民への影響を踏まえて、こういう判断に至ったと、こういうことでもあります。

ただ、先ほどおっしゃったように、指名、あるいは入札審査会を含めてこのことについては先ほどおっしゃったとおり、課題があるのかなと思いますが、今後の課題とさせていただきます中で、ただ、公金の的確な支出については当然のことです。その方向は大事にしていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 正論だとおっしゃった。法律にのっとってやることが正論ということで片づけられてしまう。もっと現実を見なさいというような言い方をさ

れる。そのこと自体が問題ですよ。なぜ法律に従ってやれないのか。行政ですよ。

もう一度この不正38件を認定したことについて、どうするかというのは、再度市の中で十分協議をいただいて、しっかりと報告をいただきたい。いかがですか。

副市長、私、副市長の所信表明で、こういうことを言っていたきたいということを事前にお願ひしておったんですが、いろんな問題を抱えながら副市長に就任されております。これからどう組織を立て直していこうと思われているのか、そのあたりも含めて今の私の質問に答弁ください。

○議長（飯田吉則君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） これまで市長のほうから答弁があったところなんです、私も就任の挨拶のときにさせていただきました。全職員が法令を遵守するとともに、常に法令等の目的、趣旨を的確に理解して高い倫理観を持って進めていくということで、そういった組織づくり、そういったことに臨みたいというふうに思っています。

先ほどございました本件の部分なんです、これにつきましては、決裁行為においてその判断をしたということなんですけども、そういったことも含めまして、また検討といいますか、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ぜひ高い倫理観を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう1点、38件の不正ということで、市は認定されましたが、私は調査が甘いというふうに見ています。これ専門家も含めてやらないと、本当にどれだけのものが不正だったのかというのが分からないです。担当部の説明の中でも非常に不透明な部分が多い。しかし、事業者からの報告で実態があったものとみなすという、行政、いわゆる検査をする側が相手側に証拠の提出を求めず、実態があったものとみなすというような決定を下して最終38件になっているわけです。私からすれば、絞り込んでいると思います。特定のタクシー運転手の行った不正行為に、この不正全体の業務を矮小して、そこで問題を小さく見せようとしているように私はうがって見えます。ですから再調査が必要と思うんです。

業務日報で十分な確認できないものが722件あったと。それから38件引いて684件、ここはグレーです。その中でも関係書類が残っておらず、不明、架空請求ではないとの回答など、適切な業務として証拠を示せないものが数多くあるというふうになっておられます。なのに、なぜこれらが不適切として数に上がっていないのか。片

や、雇用創生協議会は不正なセミナーと不適切な業務を含めて3,000何百万という認定を受けたと思いますよ。それは市がそういう作業もされていると思います。しかし、なぜかこの外出支援サービスは非常に狭まっている。ここが私は非常に不可解なんです。

この事業は、もともと性善説に基づいて成り立っている事業です。誰もが悪をなさないという前提です。しかし、一つ間違えば不正が起こり得る、そういう仕組みです。ですから、私たちは平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、このあたりの委員会資料を一度検索してみてください。複数で外出支援サービスの不正の心配はないかという調査を行っております。その際、当局は業務日報と日計、特に日計というのはタクシメーターです。これデジタルのものですから、ごまかすことはできませんというふうに言うておられた。私はそういうものを信用しました。じゃあ大丈夫だろうなど。しかし、この間委員会の説明を聞いておきますと、日計の突合はされていないんです。利用券と業務日報があれば委託金は支払っているというふうにおっしゃった。そして、この日計、これ1年保存でしょう、多分。ですから、証拠が当局は取れない。そういう中で実態があったものとみなしておられる。私は再調査に値すると思っているんです。当局がタクシメーターがある限り不正は起こり得ないということを委員会で説明されてきたんです。それが起こっているんです。市民が通報されているというのは、単にそのときにという問題じゃないと思いますよ。いろんいうわさが市中を飛び交った。その中で確証をつかまれたのが平成31年だったんだらうと思います。ぜひ私は再調査を求めますが、市長、もう一度御答弁ください。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 先ほどの質問、具体のことが多々含まれてございました。私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、まず1点、10万5,000件ですが、具体の数字は10万5,295件です。この問題が生じた後、どのような調査をしたかということですが、本来、利用者がタクシーを利用された場合に利用券をタクシー事業者に渡す。その預かった利用券と運行日誌を添えて市のほうに請求をされるわけですが、大前提はそこにあるわけですが、利用券は最初は間違いなしに利用者におわたっております。そこからタクシー事業者におわたっておるということは、基本的にはもうほぼ100%運行実態があるという前提に立ちます。その上でこういった事案が生じておるわけですが、調査の内容としましては、遡れるだけ遡った資料を出してくれということで、10万5,295件ということになりました。

市役所に提出されていない書類として業務日報と日計という書類があるわけですが、先ほど日計は1年保存と言われましたけれども、日計はそういう規定はないというふうに承知しておりまして、事業者によっては日計があっても、それを一回一回打ち出しせずに、ない事業者もごさいます。たまたまこの事業者は、日計があったということなんですけれども、それと別に業務日報というのは、道路運用法上の保存期限1年の縛りがごさいます。そういったものと突き合わせをさせていただきました。結果、722件事業者の書類と突合できなかったものを改めて確認調査をし、また聞き取りを行ったわけでごさいます。

その後、業者側でも自分なりに調査をされて、512件が改めてありましたということで業務日報なり、例えば最初の持込みがあった運行日誌、運行日報と残っております書類を出していただいたものが512件でごさいました。残り約200件になるわけですが、その中でそういった書類があってもやはり業務日報等も手書きでごさいますので、人のやることです。誤りもあるだろうというふうな部分もごさいます、そういったものが57件、いよいよ業者側に書類が残っていなかったものが114件です。これは全体10万5,000件の割合でいいますと0.1%です。1,000件に1枚の件数になりますが、そういったことを踏まえた上で業者の聞き取りを行う上で協力的な部分があったり、従業員の聞き取りを行う中で、その事業者自体はその従業員が不正な会社に対する報告を確認できていなかったというふうなことがごさいます、我々としては、事業者自体はそのことを不正な行為があったことを知らずに請求をしまっていたと。その部分については、事業者の雇用主の責任として、また受託事業者の責任として返還をするということで、宍粟市のそういった部分の損害の部分は補填をされたということでごさいます。

その告発、告訴ですが、告訴については実際に市に被った損害はないというふうな状況になっておりまして、告発については業務運転手に対して告発をするか否かというふうなことになると思いますが、その間、弁護士等にも相談する中で、やはり一番大きな問題は利用券は間違いなしに使われているということでごさいます。そこをそれはうそであったり、あるいは不正な部分があったということを検証することは法律的にも難しいだろうというようなことを踏まえた上で、事業者との聞き取りの中でやむを得ない部分として、それはそういうことは間違いなしに運行実態はあったのだろうというふうなことで調査を終えたということでごさいます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 部長とのやりとりはまた委員会です。私は再調査

を今市長にお尋ねしているんです。市長、お答えください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど担当部長がこの間の重要な状況を踏まえて言っていたくれました。担当部署もまさに努力し、事業者の方についても協力的にさせていただいて、先ほどの結果であります。私は、これ以上どうかと思いますので、再調査はもう現段階ではすべきではないと、このように捉えておりまして、また具体的なことがありましたら、委員会でいろいろ御提案いただいたらと思います。

この間、担当の職員も含めて本当に大変な中での確かな状況を、あるいは正確な情報をつかもうということで努力をしてくれました。先ほどあったとおりであります。私はそのことを踏まえて冒頭申し上げたとおり、いろんなことを含めて総合的に判断して今回の判断に至ったということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） もう時間がないんですが、いっぱいあるんですけども、先ほど部長が縷々お話になりましたけども、日計は1年保存ではないということは今分かりました。申し訳ないです。だったら、日計はごまかしが利かない書類だというふうに聞いております。デジタルのもので。その証拠は押さえられておりますか。

これ部から出てきたものについて、日計の空車記録につじつまが合わないところがあるというところでの再確認とかいろいろされてますよね。手書きしますと、実際乗車地から目的地まで、ここはどうでも書けるわけですよ、うがった見方すればね。タクシーメーター落とさないで走ったら、最終的にどっかの本来利用者を降ろした場所と違うところでタクシーメーター落とせば、それが市に請求できるわけですね。そういう実態はあったでしょう。おっしゃっているのはそういう実態があったということなんですよ。でもその実態が正しかったのかどうかということを明らかにすべきじゃないですかということを行っているんです。市民からの通報ですよ。公益通報だと思いませんか。

皆さんがおっしゃっているのは、実際の実態、正確な実態をつかもうとせずに、運行実態があったとおっしゃっているだけです。それを市長は担当課がそういう努力をしてきているから、私は再調査をするつもりはないとおっしゃっている。部も仮にあったとしても1000分の1、その程度なら目をつむってもいいというような、そういう表現ではなかったかもしれませんが、そういう基準はあるんですか。何%からやったら問題にして、このぐらいだったらもう問題にしなくていいなんていう、そんな行政あるんですか。そういうところを、これ市民の税金で成り立って

いるんですよ。部長や市長がお金を出しておられるんだったら、私言いませんよ。納税者ね、そこから払われているんですよ。税金を納めた方にとったら、ちゃんと調査してくれよと。本当に正しく利用されたのか見てくれよと。当たり前じゃないですか。その責任は市にあるわけですよ。それを今のような答弁されてしまうと、それ以上されないんだったら、もうここでいくら言っても無理ですから、市民の判断をお待ちするしかないわけですけども、議会は議会として今後も調査を続けますけども、本当に実態が請求どおりされているという証拠を今後も見せていただきたいということを私は今日訴えをさせていただこうというふうに思います。

市長、ここまで言っても調査されませんか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、いろいろこの長い年月の中で紆余曲折しながら、市民の皆さんの外出支援どうあるべきかと、こういうこと。当然、税金は的確に使わないかと、これは当たり前のことであります。今回のこのことも踏まえながら、しっかり再発防止をすることと同時に、仕組みの見直しも当然なくてはならない。それから、財源の問題も当然これまでも議会からもいろいろあったとおりであります。制度の補強だったり、制度の見直しもせないかと。このことは大切なことでありますので、そのことを通じて市民の皆さんが安心して外出できるような制度をいかに持続可能とするものか、これは私としては非常に重要な課題と捉えております。

しかし、今回の件につきましては、私は先ほど来担当部長も申し上げたとおり、この2年間いろいろと調査をし、事業に関わっていらっしゃる事業主の皆さんも一生懸命何とかその問題の解決に努力していこうといういろんな意味での協力やら、今後二度とないようというふうなこと、そういったことも踏まえながら、私は今回の調査はこれで何とか的確にできたものと、このように考えております。ただ、制度そのもの、外出支援制度そのものについては、今後いろいろ検討の余地はあると、このように理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 少し誤解を生じかねない御質問だと思います。0.1%だから、もう市はええにしたんかというふうなことを言われましたけれども、これはあくまで我々が調査をした中で事業者が故意にそういう不正な行為に手を染めたかどうかという、そこが重要な点になると思ひますけれども、それがどうだったかというところで、今まで事業者については、そういうようなものを意図的に事

業者そのものが不正な行為をしていたのか、そういうことを判断する一つの過程として調査をする中で、約1年平均3,300万円ほどの利用実績になりますけれども、その部分で件数も同じく金額にしましても0.1%ほどのものになっております。そういう実態を押さえた上で、事業者はそういった調査の協力もしましたけれども、そういった金額の部分を含めてもわざわざ自分がそういった犯罪に手を染めてまでするほどの件数があつたのかというふうな、心証としましては、それぐらい低い数字だったので、事業者が自ら行ったものではないだろうなという一つの判断の指標にはしておりますが、0.1%やからもういいんですと、そういった基準は持っているわけではございません。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ここで議論をしようとは思いませんけれども、私は調査が不十分だからもう一回ちゃんと調査をしてくださいと言っているんです。部長がおっしゃっているのは、もう今の調査は正しいという前提で僅かなものだというふうにおっしゃっているから、そこが違うんです、もう前提が。ですから、もう一度調査をしてくださいというふうに言っています。

これ市長、38件は不正だというふうに市が認定されています。お隣のまちも同じようにこの外出支援サービスであって、新聞報道もしっかりされています。調査もされています。市民へしっかり説明、公表をすることによって、さらに関心が強まると思いますが、どうですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭お答えしたとおり、いろいろな状況でそのことも踏まえながら、公表のほうも含め今後検討していきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ケアラーの問題は西本議員にお譲りしたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（飯田吉則君） これで、10番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

続いて、中本隆敏議員の一般質問を行います。

1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、議長の許可をいただき、初めて一般質問をさせていただきます、中本隆敏でございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に御尽力いただいております

医療関係者並びに職員の方々、またそれぞれその方々を支えてくださっている御家族の方々に感謝いたします。また、何度も同僚議員からもお伝えしていますように、市民の皆様からも感謝のお言葉をお聞きしております。

さて、少子高齢化が進み、人口減少に歯止めのかからない中であって、コロナ禍により経済活動が停滞し、市民生活にも影響が出ている昨今であり、今こそ市民に寄り添った行政が求められると思います。このような議席をいただきましたので、これからの4年間、ずっと市民目線で市民の思いを行政に届けていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問通告に基づき大きく3点御質問させていただきます。

まず、企業誘致についてですが、コロナ禍で企業も市民も疲弊している状況ではありますが、アフターコロナの宍粟市をにらみ、雇用及び経済の好転が望まれるところではありますが、現在、宍粟市では、企業誘致施策として用地取得費、上下水道料金の助成のほか、固定資産税の免除など、様々な有効な誘致施策を打っていただいておりますが、過去5年間誘致施策によって補助された費用と誘致実績、新たな雇用量をお示しく下さい。

また、施策の中で土地取得の補助がございしますが、企業にとって地権者との用地取得の折衝が非常に時間と労力がかかり、活発な誘致、進出の足かせとなっている部分もあります。そこで今後の施策の一つとして、市所有の企業団地等をつくり、投資進出のしやすい環境の整備も必要かと存じますが、いかがお考えでしょうか。

次に、子育て世代への応援措置についてですが、先ほども申しましたとおり、コロナ禍で企業も市民も疲弊している状況であります。そこで、市内の経済を循環させるために、商品券等の様々な施策を打っていただいておりますが、しかしながら、その商品券も購入が困難な御家庭もございします。また、とりわけ景気の低迷により子育て世代への経済負担が非常に増加しております。県下では、学校給食費を既に無償化に踏み切っている自治体もあります。そこで、お伺いします。

現在の標準財政規模と学校給食費総額の占める割合をお示しく下さい。

さらに、子育て特区の指定についてですが、先ほどの質問とも通じますが、例えば自然が豊かで園・小・中・高連携授業を行っている千種町を子育て特区に指定し、給食費の無償等、様々な子育て支援施策を施した地域に指定してはいかがでしょうか。お考えをお示しく下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 中本隆敏議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、中本議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。改めてであります、中本議員、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

大きく3点いただいておりますが、企業誘致、子育て世代の応援措置につきましては、より具体的ことがありますので、後ほど担当部長より答弁させたいと思います。

子育て特区の指定の、このことについて私のほうから御答弁申し上げたいと、このように思います。

もう既に先ほどもお話がありましたとおりかと思いますが、御承知のとおり、県立千種高等学校は、平成22年度より市立千種中学校と連携型中高一貫教育校に改編をされたところであります。連携行事、連携授業にその後鋭意取り組まれておりました、特に先ほどお話があったとおり、こども園、小学校、中学校、高校と、文化祭であったり、体育祭であったり、あるいはマラソンであったり、各種授業を連携をしながら、まさに地域挙げて子育ての支援をしようということで、そういった教育がその後今日まで続けられておるところであります。

地域の皆さんも大変応援をさせていただいてと、こういうことで大変感謝を申し上げるところであります。つい先日も神戸新聞等々でも報道があったとおり、2年連続全国高等学校のお米の甲子園、こういうのがありまして、その金賞を目指してということではありますが、1年目は見事金賞、今年度については、その金賞を続けてということで、今、学校や、あるいは地域の皆さんの支援をいただきながら頑張らせていただいております。小学校や中学校、高校生と一緒に田植も行われたと、こういう記事も載せていただきました。本取組は、まさに地域と一体となって子どもたちをすくすく育てていきたいという思い、これには先人の苦勞の体験であったり、あるいは食への感謝、あるいは地域への誇り、こういったものを感じてもらい、そういう意味で地域ぐるみでそういう体験もやっていただいております。私はすばらしい体験事業であると、このように思っております。

こういう状況の中ではありますが、当市としましても「産み育てる」を少子化対策の重点戦略として、「子育て、教育、定住」を施策横断的に実施して、平成29年度からは、いろんな規制があったところではありますが、規制を脱して兵庫県の教育委員会といろいろ協議をして、兵庫県では初めて県立高校として千種高等学校に市から学校給食の提供を開始をしたところあります。これも一定の規制を解いて、

今現在でもこういう状況は県下で我がまちだけであります。そういったことも含めて千種町域の子育て環境整備に力を入れております。ただ、この給食の提供についても保護者の願い、地域の皆さんの関わり、こういったことも協働作業として現実味が帯びたものと、このように感じておりました、改めてそれぞれの皆さんに感謝を申し上げたいと、このように思います。

今後におきましても、子育て活動や学校教育は、それぞれの地域の実情に応じた特色ある取組を展開することがとても重要だと、このように考えておるところであります。そういう意味では、施策の優遇も非常に重要な部分ではありますが、地域を挙げて応援をしていただく、こういった機運を高めることも大切にしていきたいと、このように考えておりました、そういう中から子どもたちを健全に、あるいは元気に、あるいは地域に誇りを、そういう大きな観点で育てることができるのではないかなと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 私の方からは、企業誘致についての御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の過去5年間の実績と新たな雇用者数についてですが、産業立地促進条例に基づく助成実績としましては、申請企業が15社に対する助成金額は2億8,721万9,000円で、新規雇用者数の人数につきましては201名の雇用計画となっております。その中で宍粟市民の雇用者数としましては、128名の実績となっております。

2点目の市による企業団地の整備についてですが、企業団地の造成を検討する場合、市内には平地部分が少ないために山地を切り盛りする造成であったり、農地を造成するということが考えられます。山地を切り盛りする場合は造成費用が高額となることや、農地の場合は農地法による開発規制など解除すべき課題が多いため、現状においては、学校の跡地であったり、遊休施設、民間の居抜き物件への立地を中心に進めているところであります。

このような中ではありますが、実績としましては山崎菖蒲園跡地についても企業進出が決定しており、これは造成など産業部が窓口となって市内の連携を取りながら支援をしていくこととしております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 私からは、子育て世代への応援措置についてお答えいたします。

現在、宍粟市立学校給食センターは、1日約3,500食の給食を市内小中学校、千種高等学校へ提供しております。

学校給食の提供に必要な経費には、食材費のほかに施設や設備に要する経費や人件費などがございます。

施設や設備に要する経費や人件費は一般会計に計上しており、一方、食材費は児童・生徒の保護者やその他喫食する教職員等に御負担いただいた給食費等を財源に、私会計で運営を行っております。

令和元年度一般会計決算ベースで申し上げますと、学校給食センター運営に直接係る経費は約2億5,200万円、加えまして宍粟市独自であります。地産地消の推進のための費用として、農林水産業費から約1,200万円、第3子以降給食費助成として約1,300万円、総額約2億7,700万円となります。

御質問の令和元年度における市の標準財政規模は147億4,810万9,000円でございます。ですので、占める割合は1.87%となります。

一方、私会計で保護者等に御負担いただく給食費は、第3子以降学校給食費助成を除くと約1億2,380万円でございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） まず順番に再質問させていただきます。

128人市内で雇用ということなんですが、これが多いのか少ないのかというのは、ちょっと勉強不足で分からないところなんですが、もう少しやはり雇用人数が増えて、また市外からも転入していただいたりして、人口の増加につながればと思います。

今現在、企業誘致に対しては担当者等はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） まず企業誘致ですが、これにつきましては、市外から市内への企業誘致であったり、市外へ出ていかれないように、市内から市内へ何とかとどまっていただくといったところで、支援をさせていただいております。

その中で、今現在、企業誘致の担当としましては、1名採用をしております。

○議長（飯田吉則君） 1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） 今1名いらっしゃるということで、1名で御苦労いただいておりますというのは十分理解するんですけど、一丸としまして、専門の独立した担当部

署を設置して、今後ちょっと難しいと言われましたが、企業団地の整備また企業と地域のマッチング、これが重要やと思うんですけど、またプラス従業員さん、市外から来られる方の住居のあっせんなど、細やかなことを徹底して行い、地域に根づいていただく支援を行ってはいかががでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 貴重な御意見ありがとうございます。今現在ですけども、1名の専任はおるわけなんですけども、産業立地促進条例に基づく支援としましては、商工係としまして係員一体となってそういったものに取り組んでおります。

今、御提案いただいております企業団地につきましても、やはりこれは地域の理解というのも一つ大きな課題だと思っておりますので、今現在の農地法に基づく農振農用地以外のところであったり、何とか企業を誘致できるような場所等々も含めまして、地域と話し合いする中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） そうですね、徹底した誘致を行って、宍粟市に出店、また移転してよかった、出なくてよかったと言われるような近隣自治体よりも豊かな自然で徹底した手厚い施策、このようにさらに言っていただけるように企業誘致をしていただきたいと思えます。

続きまして、子育て世代の応援措置についての再質問をさせていただきます。

今、具体的な数字を示していただいたんですが、御存じのとおり、財政状況が全く違うと言えばそこまでなんですが、相生市や明石市は既に無償化をしております。財政負担が生じるのは承知の上なんですが、宍粟市も子育て世代の応援措置としまして、給食費を無償化し、子育て支援を行ってはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 政策的なことですので、私のほうから御答弁申し上げたいと思いますが、かねてより議会のそれぞれ議員の皆さんからも子育て支援の一つとして、その方策はどうかというような御提案もこれまでもいただいております。

先ほど具体的な財源の状況はそのとおりであります。ただ、全体の大きな財源枠の中で、当然子育て支援の中でも給食というのは非常に重要な課題と捉えておるところであります。現状から申し上げて、なかなかそこには至っていないということで、先ほどあったとおり、できるだけ地産地消を高めていこうということで、御承知かも分かりませんが、今、給食センターの地産地消率は70%を超えておるとい

ところであります。地元の農家の皆さんの大変な協力の中で、できるだけ安全・安心な、しかもまた市内でそれぞれ農家の皆さん顔が見えるようにということで、給食センター職員も頑張っていたいております。

そういう意味で、安全・安心と同時に可能な限り宍粟市の特産ということで、先ほどあったとおり1,200万円ですか、例えばですが、夏には揖保川のアユを提供しようと、あるいはジビエを提供しようと、こういうことで地域にも理解を持っていただこうということで、特別の中で今支援をしておるところであります。

そういう意味からすると、今、1食小学生で220円だったと思います。これは随分前から値上げをしておりません。給食センターとしては非常に献立やいろんなことで考えていただいて厳しい状況であります。御承知かも知れませんが、これまで給食会計は保護者の皆さんの運営委員会で給食会計ということで、管理運営していただいております。来年からは、いわゆる一般会計の中で公会計という、公がその会計を担って行って、そのありようを見ていこうと、こういうことになってくるわけであります。

そういう観点からすると、先ほどおっしゃったようなことも含めて、今後、そのことについては大きな課題として議論をしていかななくてはならないと、このように思っています。優先順位の問題もあるんですが、可能な限り私としては無料にしたいんですが、なかなか現実はずらいんで、また知恵をお互いに出し合いながら、今後検討させていただいたらと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） 今3人目から多世帯にかかる学校給食費無料化事業によって、助けていただいておりますが、実際、これは今言われた部分で今後考えていかならん部分やと思うんですけど、生徒2名いらっしやると、年間でも8万円から9万円の負担になっていきます。コロナ禍ですごく皆さん苦勞している部分があるので、何とか何かで助けていただけるようなことができればと思います。

続きまして、子育て特区のことですが、先ほど本当にすばらしいいろんなことがあって、お米の金賞なり、いろんなことに取り組んで、地域で理解していただいて、子育てとしていただいとんですけど、最近ではリモートワークが一般化して、都市部でなくても仕事ができる時代であります。また、人口の減少に歯止めのかからない中、市外からもこぞって移住いただき、地域で子育てに取り組む、どこよりも子育てがしやすく子育てを楽しめるまちというのをもっとPRして行って、特区まではいかなくても、こういうことをしますよということをもっと広く大きくPRすべ

きやと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさしくそのとおりであります。いつももっとPRせんかいやと、いろいろやっとするけども十分認識ができないし、いいことをどんどん発信せいやと、こういうことありますので、それはそのとおりだと思いますので、あらゆるチャンネルを活用しながら発信に努めていきたいと、このように思います。

そこで先ほどちょっと漏れたというのか、言い忘れたんですが、規制の一つの千種高等学校の例なんです。その平成22年に中学校と高等学校と一貫教育やろうとしたときに、御承知かも分かりませんが、地域の皆さんから県立高校でぜひ存続してほしいという強い願いの中で、どうやって教育を展開していくか、地域に根差したと。こういうことありまして、そのうちの一つとして連携型のをやったということあります。

ちなみに具体的に申し上げますと、今1学級40人ですから、40人のうち千種中学校からいろいろ推薦やいろんな状況で30人はそこへ上がれると。残り10人ありますが、残り10人はどうかというと、通常今は県立高校はそれぞれ学区があるわけありまして、ここは旧西播学区、今は第4学区であります。その中で学区制を外していただいて、10人については全県からお越しいただくとうと、こういう制度もそのときに一つの規制として解いていただきました。市としても、その後ありますが、市外からお越しになる方を地域で支えようということで、いわゆる下宿等々もやっていただいた。特に鷹巣の皆さんもいろいろやっていただいたという経緯があります。そのときに、その下宿の補助をしましょうという制度も今もやっておりまして、できるだけ高校生が市内に、あるいは千種高等学校へ触れていただいて入っていただくような体制も整えております。ただ、今なかなか厳しい状況であります。そういう条件整備はその規制を解く一つとして今やっていることをお伝え申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） 本当に今後期待していきたいと思っております。

いろいろ質問させていただきましたが、ほんとこの先の見えないコロナ禍の世界でございます。市の財政も一般家庭と同じく節約するところは節約して、また、必要などころにはその分お金を使っていく、わくわくするような宍粟市を市民、議会、行政、力を合わせて取り組んでいけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさしくそのとおりでありますので、その方向を向いて我々のほうは頑張っていくますので、どうぞこれからもいろいろ御助言、御支援いただけたらありがたいと思いますので、共に頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） 1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） 本当にそのあたりは期待して、以上で質問を終わりたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） これで、1番、中本隆敏議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思ひます。

午前11時10分まで休憩とします。

午前10時54分休憩

午前11時10分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

西本 諭議員の一般質問を行います。

6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） 6番、西本でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年より新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、国内においても厳しい感染状況が継続しており、医療・福祉関係者等の献身的な活動に対し、心より感謝申し上げます。現在、ワクチン接種に全力で取り組んでいるところではあります。状況としては感染拡大の波は縮小傾向にあります。しかし、市民生活がふだんの生活に戻ることのできるのはいつなのか、今なお想定できない状況であります。

私たち市民も不安とストレスを抱え、同時に市内の経済活動にもかなりの影響があると考えます。コロナ感染症の一日も早い収束を願うものであります。

さて、私は市長の所信表明より、2点確認をさせていただきます。

一つ目は、新病院についてであります。

新病院については、基本構想がまとまり、令和8年の運用開始を目指すということになっております。昨年、タウンミーティングで5会場で230人余りと意見交換をしたとお聞きします。しかし、今回私の選挙活動の中で、市民は期待と同時に様々な点で不安視している方が多いということを感じました。特に地元地域において感じました。今後も引き続き丁寧な市民への説明会を開催する必要があると感じ

ます。いかがでございましょうか。

次に、二つ目の質問であります、観光振興についてであります。

宍粟市の魅力を外部にPRする営業部長を設け、民間から招聘とあります。具体的な話が可能なら教えていただきたい。また、モンベルとの関係はどのようになるのか、お聞きいたします。

次に、ヤングケアラー問題について質問をいたします。

厚生労働省と文部科学省がヤングケアラーの実態調査を実施しました。世話をしている家族がいると答えた生徒は、中学生は5.7%、約17人に1人。高校生が4.1%、約24人に1人です。この確率で計算すると、クラスに1人か2人はヤングケアラーが存在することになります。

ヤングケアラーは、家族をケアする18歳未満の子どものことですが、ケアの内容は、食事の準備等、洗濯、兄弟の世話、祖父母の見守りや介護等と多種多様でございます。

調査結果では、一日平均中学生が4時間、高校生が3.8時間、一日に7時間以上費やしている生徒が1割を超えるという結果も出ております。

また、相談した経験がない生徒が6割を超えています。ヤングケアラーの多くは幼い頃からそうした生活が当たり前だと思い、誰かに相談できることを認識していないのが現状でございます。等々の調査結果の報告があります。

そのような現状を踏まえて市及び教育委員会として、実態把握はできているのか、また支援策を講じる準備はあるのか、お聞きします。

実態把握できていないとすれば、早急に市及び教育委員会は実態把握を行い、まずは現状を認識すること、そして、早急に支援策を講じる必要があると考えます。

宍粟市は全ての子どもたちに明るい未来を保証する責務があると考えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 西本 諭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、西本議員の御質問にお答え申し上げます。このように思います。

ヤングケアラーにつきましては、担当部長より後ほど答弁させたいと思います。

1点目の新病院の関係の市民への説明ということでもあります。基本構想の策定に当たりましては、市民アンケートを行い、広く御意見を伺うとともに、先ほど話があったとおり、タウンミーティングを開催し、宍粟総合病院の現状や問題の報告、

新病院のあるべき姿などについて御説明を行って、参加者の御意見をいただいたところでもあります。

また、タウンミーティングでの御要望等を踏まえ、市広報紙による新病院整備に関する情報を機会を捉え発信をしていくこととしています。もう既に何回か発信をさせていただいておりますが、特に基本計画の策定に当たっても、市民の皆さんに対し、市広報誌等を活用した情報発信や意見聴取に努めるとともに、パブリックコメントも併せて実施するなど、市民に親しまれ、まさに信頼される新病院の整備に努めていきたいと、このように考えております。

2点目の宍粟市の魅力を外部に発信していくことと、こういうことでもあります。これまでも先日来よりいろいろ御意見をいただいておりますが、そのとおりだと、このように思いますが、私もこの任を与えていただいて2期8年間、可能な限り市内をくまなくそれぞれ歩いてまいたり、地域の皆さんともいろいろ御意見をいただいたり、さらには地域の努力によるイベントやいろんな催しや地域の活力増強の状況など触れていたり、見たり、あるいは聞いたりしたところでもあります。

そういった中、宍粟市の観光資源はどこのまちにも劣らないと、このように私自身も自負をしておりますが、非常に豊富であると、このように認識をしておるところでもあります。

また、あわせもって市内でも既にボランティアの皆さんやガイドクラブや、あるいはいろんな形で市の情報やら案内やらをしようということで、御努力を多くの方にいただいております。まち歩きガイドさんも含めてそうではありますが、関係の皆さんに心より感謝を申し上げたいと、このように思うところでもあります。

先般、NHKの番組で「ええとこ」を2回放送していただきました。これは御承知かも知れませんが、元NHK副会長の堂元氏は宍粟市出身でありまして、現在宍粟市の政策アドバイザーとして委嘱をして、宍粟市の魅力の発信や情報発信、アドバイスやいろんなことをしていただいております。その御努力によってああいう状況になったと私は承知しております。

聞いておりますと、1回目の状況については、近畿版と全国版があるところではありますが、近畿版についてはいわゆる視聴率、視聴率とはNHKは言わないんですが、これは1番でありました。それから全国版では3番だったということ。「ええとこ」の番組ではということも聞いております。出演された方、市内のいろんなこと、あるいは市民の皆さんからもこんなところがあったんかいやいと、改めてその番組を見ていろいろ、数百件の方からメールや電話もいただきました。私は御提案のよう

に魅力を外部に発信していくというのは非常に重要だと。それは外部に対して、市民の皆さんも何と宍粟市もそんなところあるんかい、そんなように頑張っていらっしゃる方も多いんかいということも含めて私は大切だと、このように感じたところがあります。

このように、すばらしい我がまちを市外の方に当然知っていただくことについては、あらゆる商品なども含めて市民の皆さんが経験と知恵と工夫を働かせて、いろいろつくりあげていただいた、そういう商品も含めて、地場産品も含めて売り込む営業力が私は重要ではないかなあと、このように考えておりました、そういう意味では、民間企業の皆さんと連携をして、宍粟市を売り込んでいく、いわゆる市役所の営業部的な仕組みも私は必要ということで、今回ある意味営業部長という形で計画をしたところでもあります。

現在のところ、具体的にはこれからであります、取組を考えております内容については、先日も申し上げたんですが、今森林セラピーということで、ああいう形でしておりますが、例えばであります、もう既に数年前から従業員、働いていらっしゃる皆さんのメンタルヘルスの対策は企業として責務になっておるところであります。現在50人以上であります、今後さらに増えてくるだろうと、このように思っております。そういったところの活用の方策として、森林セラピーは私は有効な一つの手法、手段ではないかなと、このように考えておりました、そういったところと企業の橋渡し役等々もすることによって、交流人口だったり、関係人口だったり、宍粟市のよさのPRにつながっていくだろうと、このように考えております。

さらには、今日のこういった状況の中で、サテライトオフィスや、あるいはワーケーションのニーズ、そういったことの把握によって宍粟市とのマッチングも業務として考えておるところであります。そういった任務を担っていただくような仕組みとしても構築をしていきたいと、このように考えています。

また、株式会社モンベルとは教育、防災など7項目の包括協定を締結をしております、その中で市の北部活性化事業を連携し取り組んでおるところであります。今後さらにより具体的になっていくだろうと思っております、その中で推進をしていく考えであります。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 私の方からは、ヤングケアラー問題についての御質問にお答えをいたします。

これまでもヤングケアラー問題の御質問がございまして、答弁に一部重なる部分もあるかと思いますが、お許しいただきたいと思えます。

まず、ヤングケアラーの実態把握についてですが、この問題につきましても、適切な支援が受けられなかったり、相談自体を控えていたり、学業や仕事への影響だけでなく、同世代からの孤立を招く可能性もあると指摘をされており、当事者の早期発見と適切な支援へのつながりが重要というふうに考えております。

現在、兵庫県において、ケアラーやヤングケアラーへの支援策等を検討するための基礎資料とするため、ケアラーやヤングケアラーとの関わりを有すると考えられる機関や団体等に対しアンケート調査を実施しておる最中でございます。

ちなみに、具体的に申し上げますと、地域包括支援センターであったり、介護支援専門員、障がい者（児）相談事業所、子供食堂、市町の要保護児童対策地域協議会であったり、また民生委員児童委員協議会、そういった団体に対して今調査が行われておるといふところでございます。

このヤングケアラーへの支援でございますが、兵庫県の実態把握の結果も恐らく6月終わって7月、8月早々に出てくるんだらうというふうに考えておりますが、市独自でどのような調査や取組を行う必要があるのかというふうなことを見極めながら、早急に相談窓口の設置であったり、先ほども申し上げましたが、教育や福祉、介護の担当者や関係機関の連携体制を整えていく必要があるというふうに考えております。

また、この問題は、教職員や福祉・介護・医療分野の職員、また地域の見守り活動を行う民生委員児童委員さんなどがそれぞれこの問題に対して理解をし、認知し、正しい知識を持つことが不可欠というふうに考えておりました、そういった部分の研修やケース会議の開催、また地域でそういう方が実際におられるかおられないかという、そういう掘り起こしにならうかと思えますが、そういったことも含めて今後分野横断的な支援の方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） ありがとうございます。まず最初に、新病院に関してでございますけれども、たまたまこの選挙期間中に皆さんとお話しする中で、まだまだ病院のことが理解されていないということを感じまして、また同時に、地元のある方からは、一回説明会みたいなものを持ってほしいと、直接市長に伝えてくれという話も聞きましたし、そのタイミングというのがあるまいしょうから、いろいろ地元の方もいろんな心配もされているようでございますので、また、市民の方に説明する機

会をつくっていただきたいという思いであります。

話が出るのは、やっぱり人口減少の中で経営面としてどうなのか、成り立つのかという心配もされておりますし、2次救急を確保するための医師は大丈夫なのかとか、そういうようないろいろと、また場所が場所だけに水害対策はどうなんだと、また交通アクセスの問題とか、また跡地はどうするのかとかいろいろな話を選挙期間中にお聞きしましたんで、ある意味タイミングがありましようから、市長のタイミング、またいろいろな都合のいいときに、また市民に声かけていただいて、市民病院を何としてもみんなで盛り上げていけるような、そういう雰囲気づくりも大切なんじゃないかなと。また不安のある方がたくさんおられたんでね、ちょっと付け加えましたけども、またぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

観光についてでございますけれども、今までの同僚議員の質問に対してもみんなお答えいただいているんであれですけども、モンベルさんにコーディネートしていただいた中で、やっぱり今市長も言われましたけども、企業さんにセラピーを体験してほしい。職場の保養の一環としてしてほしいということで考えておられるみたいですけど、ぜひそういうことで何とか、過去にもたしかJTBか何かの方を呼んでやったことがあるんですけども、なかなか成果としては上がってきてないという部分がありますんで、この四季を通じて宍粟市は年間リゾートというまではいかないですけども、いろいろなすばらしい自然がありますんで、ぜひそれを紹介することが一つの本当に流動人口を増やす、また定住していただくということになるかと思ひますんで、ぜひそういう意味でこのモンベルとの連携によって何とか交流人口を増やしていただきたい。

営業の方をということなんですけども、市長の目指す交流人口なり、いろんなあれがあると思ひますけれども、そういう目指す目標というか、数字的なものでもいいですし、そういうものはありますか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 宍粟市はまさに自然と歴史がうまく融合したまちでありますし、そこにこれまで脈々とつないでこられた人の営み、そういったものをうまく融合しながら、宍粟市の魅力を発信していくことが大事だろうと。その核にはやっぱり豊かな森林をどう生かしていくかということも当然あるわけでありまして、そういった観点でこれから戦略の柱として、やっぱりその方向を向いていかなくてはならないと、このように考えています。

その一つには、やっぱり森林セラピーも5年になるわけでありまして、去年

は残念ながら森林セラピーでなかなかこっちへ来ていただくことが駄目だったということでもあります。その前年には先ほどおっしゃったようにJTBとか企業へ働きかけて、ぜひということではありますが、今度は私はこういう感染やいろんな状況の中で、まさに宍粟市の魅力こそが都市の人たちから私はこっちへ来やすい、いわゆる機運が醸成されておるのではないかと。まさにピンチをチャンスに取り換えていかなくてはならないと。その一つに私はある意味、営業部長たるものをしっかり置く中で、その橋渡し役をしっかりとしていきたいと。その役目を担っていきたいと。これはまたいずれ9月議会でもしっかりと議論できるように調整をしていきたいと、このようには考えておりますが、そんな方向を向いております。

その中でいろんな環境をつくり上げるには、やっぱり専門家のモンベルさんに今いろいろ指導をいただいたり、いよいよこれから本格的にじゃあ何をそこにどうしていくか、地域の皆さんと知恵を出しながら、そのことを描いていきたいと、こういうように考えておりました、そういうふうな大局的にはそういう、そのことによって、宍粟市は広いですので、南北42キロ、それぞれの地域の特色、風土がありますので、北部の一旦来ていただいた方が今度は山崎で循環をさせていきながら、それぞれの魅力をそれぞれ発信していただいたり、地域の皆さんの勢いを借りながら、私はグローバルに展開することがこれからの我がまちの行く道ではないかなと。その基礎をしっかりとつくっていききたいと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） 私もこの宍粟市に来てもう20数年たつんですけども、本当にここに来たときは、山の匂いとか、そういう自然の豊かさ、本当に感動した覚えがあります。今は20年たつとちょっとあれですけどね。本当に都会から来た人はすばらしい地域だということを感じると思うんですよ。それをさらにサービスなり、いろんなものを加えて、皆さんに言うたらおかしいけど、リゾートとして使っただけと言うと、ちょっと大げさかも分からないけども、そういう地域にしていかなければ今後人口の問題もありますし、またそういう意味では、そういうほかにはない自然の宍粟市でございますからね、これを最大限にアピールして、何としても流動人口を増やし、そして定着していただける人を増やす、そういう形で頑張りたい。私もそういうこっちへ来たときは本当にすばらしい自然を感じて感動した覚えがございますので、ぜひ皆さんに紹介していただきたいということで思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ヤングケアラーの問題でございますけれども、最近すごくヤングケアラーの問題

がいろんな形で話題になるんですけども、ヤングケアラーの問題は、やっぱり子どもたちがそういう発信する場がないということが一つのあれだと思うんですけども、その前にやっぱり子どもたちはおうちの手伝いをしているんだというすごい意識があって、また学校なんかにも行くとは思うんですけども、学校へ行ったときにやっぱりおうちのことはおうちでという意識があるみたいで、なかなか発信できないという構造があるんですけども、そういうことを理解した上で、本当に子どもたちをそういう苦しい思いにさせないという思いで、ぜひ早急に実態調査をしていただいて、打つ手を考えていただいて、何としても子どもたちを救っていただきたい。クラスに1人か2人は存在するというデータがございますので、ぜひそういう形で教育長もまた福祉部長も含めて市全体で何とかお願いしたいということでございます。

データによりますと、学校に行く子どもたちですから、一番発見はしやすいかとは思いますが、自ら発信するかどうかは別としてね。欠席が多くなるとか、学力が低下するとか、遅刻が多くなるとか、忘れ物、宿題を忘れたり、物を忘れてくるとか、また衛生面とか、ちょっと変わってくるとかいうことをしっかり学校では見ていただいて、当然教員の方もそういう注意はされているとは思いますが、なかなか自分の家のこととかいうことは、子どもたちは発信していかないのも、またどうしたらいいかいうのも分からない状況があるんで、何とかそういう考えでもって、大至急調査とともに対策をお願いしたいということで、教育長、いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） ありがとうございます。ヤングケアラーにつきましては、先の大久保議員の一般質問についても答弁させていただきましたが、まず、早急ということで今御指摘をいただきました。本当に学校は、日常的に常々やっぱり子どもたちのヤングケアラーの問題のみならず、様々な子どもたちの変化にいち早くその兆候を察知できるよう日々取り組んでいただいております。

私もたくさんの調査結果をこの問題について見たわけではありませんが、私が見た調査結果からしますと、やっぱりどのようにしてそういったヤングケアラーに該当する子どもたち、あるいは疑われる子どもたちの発見、気づきに至ったかという結果を見てみますと、やはり子どもたちの何げない対話の中からとか、相談とか、SOSを発信というよりも、先生と子どもたちの話合いの中から少しそういうことが異変を感じたというようなこととか、あるいはやっぱり遅刻しがちであったりとか、そういう子どもたちに変化が見られたと。そういうところから、ケースとして

は気づきが生れる。ということは、やはり学校というところは、そういう立場にあるという、このことを認識して日々先生方は取り組んでいただいているわけですが、事ヤングケアラーもそうなんですけど、いろんな子どもたちのケースがあります。そうしたときに、まずこの場合、ヤングケアラーかなという疑いが発見された場合には、恐らくこれ私は今想定の話なんですけれども、本来養育や健やかな成長や教育の機会を得るはずの子どもがケアラーになっているということです。ですから、まずやっぱり学校が取り組むべきは、その子どもたちの話をしっかりと聞いて、心の負担感、これをまず軽減して、ある意味ケアラーになっている子どもたちのケースに応じて心のケアをまず学校がやれる近い存在なんじゃないんか。その次の段階として、やはりこの問題を担任と子どもだけの問題ではなくて、子どもの気持ちに寄り添いながら、学校として組織的にどう対応できるかという、学校内でも検討が必要だと思っております。

いずれにしても、この問題は教育的な配慮ということだけではなかなか解決しないというふうに私は認識しております。つまり、先ほど担当部長さんが報告されたとおり、教育委員会は子どもたちにとっての学校をやっぱり応援していきませんが、市全体として取り組むべき課題であるというふうに考えております。

夏休みに間に合うように、今学校現場では少し学校教育、学校の生活に関する生活調査、生活アンケートはとっておりますが、そこに前回申し上げましたように、ヤングケアラーの視点を少し入れて、子どもたちが家庭での生活の悩み事等も生活アンケートの中で記載ができるよう、そしてアンケートのみならず、日々の先生と子どもたちの対話の中でこうした問題にいち早く気づくことができるよう、学校の取組を支援するとともに、教育委員会としても関係部局と連携して取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） これは教育委員会だけで解決する問題でもありませんし、市全体でやっていくことなんですけども、健康福祉部が中心になるとは思いますが、いろんな情報の中でこんな支援のケアをイメージしているというのが、もしあれば、具体的にはまた別かも分かりませんが、こうありたいという思いがあれば、ちょっと教えていただければいいんですけども。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 今のところそういった具体の支援の中身については

まだ検討段階といいますか、まだ問題の勉強とかそういった段階でございますが、先ほど申し上げましたように、取りあえず個々の事象に応じたケース検討会議になるかと思っています。そういったヤングケアラーがいらっしゃる御家庭に対してどういった支援が必要なのか。例えばヤングケアラーたる子どもが御家庭のどういった方をケアをしているのか、そのケアされている方をどういった支援ができるのか、また、当事者たる子どものケアラーをどういった支援ができるのか、そういった個々の家庭の事象に応じて最善の策を立てていくと。そういう形になるかなと思っております、その上で全体の中で統一的にはこういった支援が普遍的な全体的なバックアップの支援になるのかというふうなことが明らかになってきますと、そういうことも検討すべきかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 学校としましては、こういったケースを気づいた場合は、先ほど申しましたように、まず子どもたちの心の負担を軽減して、子どもが何に困っているか、その困り感に寄り添っていく、学校としてできることは何かということ情報を共有しながら、対応に当たるわけですが、その際やはり関係部局とも連携しながら、学校のスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー、学校関係者との連携しながら、必要な家庭訪問、そして子どもたちの状況を把握して、関係部局と対応していくということになると思います、前提には、ヤングケアラーということが悪いことではない、子どもたちが家族を思う気持ち、そのことはしっかりと大切にしながら、子どもたちに寄り添った支援が考えられると思います。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） 私も個人的にはやっぱりそのヤングケアラーの心に入っていくためには話を聞くということが大事だと思うんで、いち早く連絡というか、コンタクトできる状態ができて、心の叫びを聞いてほしいんですよ。これヤングケアラーだけじゃなくて、御家庭にいろんな障がいの方とかおられることに対してケアをしておられる方もおられますけどもね、やっぱり一人で抱えて行動するのと、やっぱりこんなに苦しいだよ、大変だよと言いながら頑張る、それが共有できる人がいれば、また元気も出るし、だから子どもたちだけの問題じゃなくて、周りがそういう環境にある方に対しても話を聞く、それが一番大事だと思うんです。まずは窓口

を設けて、可能な限り話を聞いていくという、今スマホでもいろんなことができますしね、そういう形でもいいですし、何か対策を早急にお願いしたいということで、宍粟市からそういう、この間ちょっとニュースか何かで見たんですけども、20歳の女性なんですけど、子どもの頃からそういうヤングケアラーだったと。お母さんが障がいがあったんです。それで20歳になると働き出しますよね。そして、今度は仕事とケアと抱えた中で苦しくって、お母さんとともにその20歳の女性も亡くなったと。自死されたんですよね。ということがありましたんでね。本当に苦しい思いだったんだなあと、苦しい苦しい中で戦ったんだなという思いがあるんですけどね、そうなる前に何とか手を差し伸べられるように急いで体制をつくっていただきたいということで、この宍粟市からヤングケアラーのそういう被害者を出さないという思いで何とかよろしくお願いしたいと思いますんで、よろしく申し上げます。市長、一言申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど教育長や担当部長が申し上げたとおり、早くいろんな実態を把握して対応していくということ。今御提案の窓口ということもありましたが、それも含めてこれは非常に早急に対応せないかんという課題は認識しておりますので、内部で十分議論していきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） これで、6番、西本 諭議員の一般質問を終わります。

これで午前中の会議を終了し、13時まで休憩とします。

午前 11時48分休憩

午後 1時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第2 第48号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第48号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）の専決処分（専決第5号）の承認についてを議題とします。

本議案は、去る6月4日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 6月4日審査付託のありました、第48号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）の専決処分（専決第5号）の承

認について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に第1回予算決算常任委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を総務経済分科会で行うことと決定しました。6月8日に開催した分科会において、関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後、6月15日に第2回予算決算常任委員会を開催し、分科会の審査報告を受け、全体会で審査を行いました。

総務経済分科会が審査した第48号議案の主な内容は、まほろばの湯における灯油ボイラーの更新にあたり、大気汚染法第6条第1項の規定により必要となるばい煙発生施設設置届出に係る県との協議等に時間を要し、令和2年度中の完了が困難となったため、繰越明許費を追加計上するものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第48号議案は、全会一致で承認すべきものであったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第48号議案については、全会一致で承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第48号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第48号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第3 第49号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第3、第49号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第6号)の承認についてを議題とします。

本議案は、去る6月4日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 令和3年6月4日に審査付託のありました、第49号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第6号)の承認について、去る6月9日文教民生常任委員会を開催し、関係職員に説明を求め、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

本案は、地方税法等の改正に伴い、宍粟市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分としての提案であります。

今回の改正は、固定資産税に対する現行の負担調整措置の継続について、固定資産税の課税標準額を前年度と同額に据え置く特別措置の設定、軽自動車税種別割及び環境性能割に係る臨時的軽減の適用期間の延長などを主な内容とするものであります。

審査に当たり、関係職員から固定資産税の負担調整措置と軽自動車税の環境性能割改正内容について、説明を受け審査を行いました。

審査の中で、委員からは、軽自動車税の環境性能割及び種別割グリーン化特例の見直しに該当する軽自動車で、電気自動車や燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車などの車両は市内に存在しているのかとの質疑があり、当局から、現在軽自動車では、電気自動車と天然ガス自動車の該当があり、今回改正はその部分を対象とする改正となっているが、対象車種は限定的であるとの答弁がありました。

その他関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第49号議案については、全会一致で承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長(飯田吉則君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第49号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第49号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第4 第50号議案～第51号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第4、第50号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)から第51号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)までの2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る6月4日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 令和3年6月4日審査付託のありました、第50号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)及び第51号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)の2議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に第1回予算決算常任委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。6月8日に総務経済分科会、

9日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後、6月15日に第2回予算決算常任委員会を開催し、分担して行った分科会の審査報告を受け、全体会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第50号議案の関係部分の主な内容は、歳出については、総務費では、災害見舞金として、4月の山崎旧町内での火災により支出した予算について、当初予算と同額を計上するほか、システム更新委託料として、しそチャンネルのデータ放送システム更新に必要な経費を計上するものです。

商工費では、地域応援商品券発行事業補助金として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による消費の落ち込みを回復するため、商工会が行う期間限定のプレミアム付き商品券の発行の支援に要する経費を計上するものです。

土木費では、特定空き家の略式代執行による解体に要する経費などです。

消防費では、防災センター施設設備更新工事費などの補正予算を計上するものです。

歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、繰越金などを増額計上するものです。

審査の中で委員からは、しそチャンネルのデータ放送システム更新の内容について質疑がありました。

また、特定空き家除却、略式代執行の費用回収の方法について質疑がありました。

さらに、防災センター空調設備更新工事の具体的な内容について質疑がありました。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考採決を行った結果、第50号議案の関係部分につきましては、全会一致で可決すべきものであったとのことです。

次に、文教民生分科会が審査した第50号議案の関係部分の主な内容は、総務費・徴税費では、納税者の利便性向上に向けたサービスの拡充とコロナ禍における非接触型の新しい生活様式を進める観点からスマホ決済導入に係る経費として、システム改修業務委託料と取扱手数料について。

民生費・社会福祉費では、地域女性活躍推進交付金を活用し、つながりサポート型事業の委託料について。

民生費・児童福祉費では、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給及びシステム改修委託料などについて。

民生費・在宅介護支援費では、外出支援サービス事業に係る複写式利用券印刷代

について。

衛生費・保健衛生費では、一宮北診療所に感染症対策として発熱外来棟を建設するための施設改修工事費について。

教育費・教育振興費では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、学校衛生管理業務委託料や修学旅行キャンセル料補助金ほかについてであります。

関係職員から、論点整理に関する答弁を含めた、提案内容の説明を受け、審査を行い、委員からは、子育て世帯生活支援特別給付金の支給について、ひとり親世帯以外の世帯で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した対象者などは、申請が必要であるが、市民への周知はどのように徹底されるのかとの質疑がありました。

外出支援サービス事業に係る複写式利用券を3枚複写にすることで、補助金へのチェック機能が強化されるとの提案に対して、利用券の3枚複写式がチェック機能の強化になる理由は何かとの質疑がありました。

一宮北診療所発熱外来棟については、一般診療と発熱診療を区別するもので、発熱外来者の検査を行う診療所でないのであれば、なぜ工事費が必要なのかとの質疑がありました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、学校衛生管理業務委託について、委託先と実施箇所に関する質疑がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考採決を行った結果、第51号議案の関係部分については、全会一致で可決すべきものであったとのことです。

次に、第51号議案、国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの抗原検査に特化した発熱者臨時診療所について、令和3年度当初予算において、6月分まで開設する経費を計上していましたが、市内あるいは国内の感染者の状況などを受け、宍粟市医師会とも相談する中で、本年7月以降も臨時診療所を継続する必要があると判断し、令和4年3月までの開設期間に見込まれる医師派遣、PCR検査委託料などを補正しようとするものです。

審査の中で、委員から、令和3年度末まで臨時診療所を開設するための補正要求となっているが、実際の開設期間は未定という理解でよいのかとの質疑がありました。

以上、関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考採決を行った結果、第51号議案については、全会一致で賛成であったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第50号議案及び第51号議案の補正予算2議案については、全

会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第50号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第50号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第50号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて第51号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第51号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第51号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第52号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第52号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正について

を議題とします。

本議案は、去る6月4日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和3年6月4日に審査付託のありました、第52号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正については、去る6月9日文教民生常任委員会を開催し、関係職員に説明を求め、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人による印鑑登録などの申請の要件を明確化するとともに、条例中の文言の整理を行うため、関係条例の改正を行うものであります。

審査に当たり、関係職員から印鑑の登録及び証明に関する事務について説明を受け、審査を行いました。

委員からは、成年被後見人の法定代理人である方の権限確認書類に対する有効期限などの規程はどのようになっているのかとの質疑があり、当局から、権限確認書類などは後見登記の登記事項証明書、または裁判所の謄本及び確定証明書となり、発行日より3か月以内のものが必要であるとの答弁がありました。

そのほか関係職員に説明を求め慎重に審査しました結果、第52号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第52号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第53号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第6、第53号議案、宍粟市税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る6月4日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 令和3年6月4日に審査付託のありました、第53号議案、宍粟市税条例の一部改正については、去る6月9日文教民生常任委員会を開催し、関係職員に説明を求め、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本案は、地方税法等の改正に伴い、宍粟市税条例の一部を改正するもので、その内容は、個人住民税の扶養親族の定義の見直し、寄附金控除に係る寄附金の範囲の見直し、特定一般用医療品等の購入に係る医療費控除の特例制度の適用期間の延長などを主な内容とするものです。

審査に当たり、関係職員から個人市民税の扶養親族に関する定義の見直し、寄附金控除に係る寄附金の範囲の見直しなどについて説明を受けました。

そのほか関係職員に説明を求め慎重に審査しました結果、第53号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長(飯田吉則君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第53号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第53号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第54号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第7、第54号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る6月4日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 令和3年6月4日に審査付託のありました、第54号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正については、6月9日文教民生常任委員会を開催し、関係職員に説明を求め審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本案は、集落センター条例第2条別表に定めるセンター繁盛について、地元自治会との協議が整ったことから、同施設の用途を廃止し、条例から削除するものであります。

審査に当たり、委員から、協議の経緯と今後の取扱いについて質疑があり、当局から、センター繁盛は令和2年2月に地元連合自治会と令和4年3月31日をもって閉鎖することについて覚書を締結し、その方向で協議を進めてきたもので、今般、NPO法人More繁盛を中心に、旧繁盛小学校の改修が行われたことなどから、地域コミュニティーの拠点をセンター繁盛から旧繁盛小学校に移行することで、地元自治会との合意に達したため、同施設の用途をすとの説明を受けました。

また、今後の取扱いについては、地元との協議を継続しながら、最終的には施設を取り壊す方向を考えているとの答弁がありました。

以上、関係職員に説明を求め慎重に審査しました結果、第54号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第54号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第54号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第55号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第55号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る6月4日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和3年6月4日に審査付託のありました、第55号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、去る6月9日文教民生常任委員会を開催し、関係職員に説明を求め、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本案は、厚生労働省令及び内閣府令の改正に伴う関係条例の改正であります。

その概要は、ゼロ歳から2歳児を対象とする家庭的保育事業等及び地域型保育事業を新たに開設する際には、保護者の希望に基づき3歳児からの幼児教育・保育を提供する幼稚園や認可保育所など、あらかじめ確保すべき連携施設に国家戦略特別区域小規模保育事業所を追加するものと、家庭的保育事業等による諸記録の作成、保存について、書面に代えて電磁的な対応を認めることとするための基準を新たに定めるものです。

なお、電磁的記録の基準は参酌すべき基準とされていますが、本市においては省令と異なる内容とすべき特段の事情がないことから、国と同様の基準を定めるものであります。

審査に当たり、委員からは、電磁的記録とは何か、また保育記録などを電磁的記録により行うことで、個人情報取扱いや記録の漏えいなどへの規制対策は考えられているのかとの質疑があり、当局から、まず電磁的記録とは、パソコンのハードディスク、DVD、USBメモリーなどに記録保存された電子データであること。電磁的記録は利用者の利便性の向上と保育者の業務負担の軽減を目的としており、保育記録や保護者への説明などの作業について、書面に代えて作成及び保存を行うもので、従来と変わりがないものであるとの説明を受けるとともに、個人情報の保護については、定期的な実地検査や適切な指導を行う中で、保護者の皆さんに安心して子どもを預けていただける環境づくりに努めていくとの答弁がありました。

以上、関係職員に説明を求め慎重に審査しました結果、第55号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第55号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第56号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第9、第56号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第56号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化する中、国において、生活に困窮されている方々へ途切れない支援を届けるため、新型コロナウイルス感染

症生活困窮者自立支援金を支給することとされました。そして、支援金の受付事務が7月開始とされているため、今回、追加で計上するものであります。

補正額としましては、歳入歳出にそれぞれ573万8,000円を追加し、補正後の総額を236億4,973万円とするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第56号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第57号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第10、第57号議案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第57号議案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、関係する条例の文言の整理、引用条文の号ずれ対応を行うほか、マイナンバーカードの再交付手数料について、法的な位置づけが変更となることから、当該手数料に関する規定を削除するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第57号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第11 第58号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第11、第58号議案、ばんしゅう戸倉スキー場圧雪車購入契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第58号議案、ばんしゅう戸倉スキー場圧雪車購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、ばんしゅう戸倉スキー場において、ゲレンデ整備に使用する圧雪車を購入するものであります。

圧雪車は、スキー場運営において不可欠なものであり、運営の安定と利用者の安全が図られます。

この購入に当たり、去る令和3年6月11日に入札を執行した結果、有限会社アスカ代表取締役、岡森且哉と、契約金額3,820万3,000円で購入契約を締結しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第58号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月22日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時40分 散会）